

平成27年度利益処分について

1. 平成27年度の決算概要

(単位:百万円)

○経常費用	12,709
○経常収益	12,715
◎経常利益	6
○臨時費用	8
○臨時収益	8
◎当期純利益	6
○目的積立金取崩額	27
△当期総利益	33

〈未処分利益処分案〉

地方独立行政法人法第40条第3項で定める経営努力により生じたものであると知事の承認を求め、全額を目的積立金として積み立てる。

《地方独立行政法人法抜粋》

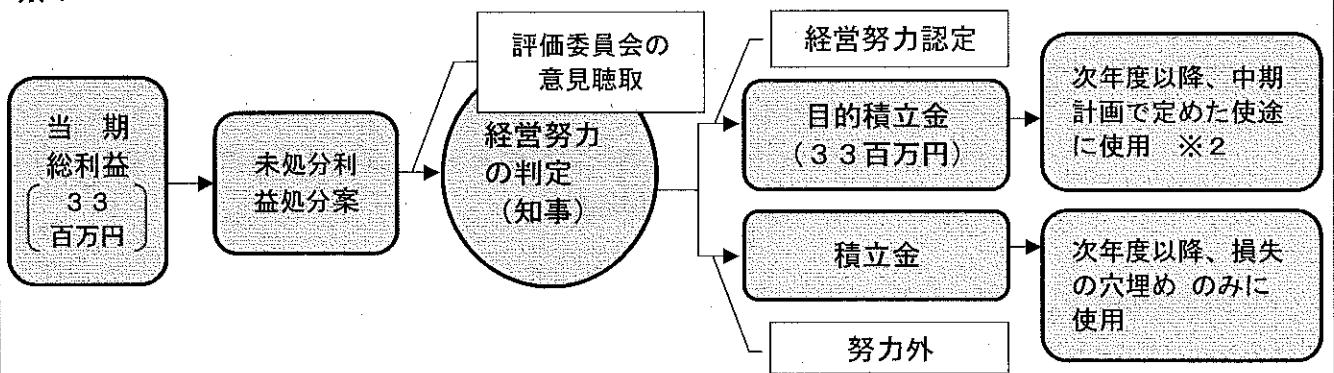
(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 略

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剩余金の使途に充てることができる。※1

※1



※2 [中期計画で定めた剩余金の使途]

《中期計画抜粋》

決算において剩余金が発生した場合は、設立団体との協議により、教育研究の質の向上、学生生活の充実等、特定目的のために活用する特定目的積立金に積み立てる。

2. 平成27年度における法人の経営努力 33百万円の要因

教員の計画的な採用による費用削減などの経営努力により、剩余金が生じたもの。

〔負担の減〕 教員の計画的な採用による人件費の削減 △約301百万円

〔 学部等の将来構想や大学全体での必要性を踏まえ、優先順位をつけて計画的な
教員の配置、慎重な採用に努めた。)

$$10,369 \text{ 千円} \times 29 \text{ 名} = 300,701 \text{ 千円}$$

※年度途中の欠員も含め、1年間平均に換算して29名

〔負担の増〕 ①人件費の増

ア) 紹与改定による増 約56百万円

イ) 非正規教職員の増 約53百万円

②明石看護C 学術情報館業務委託による増 約17百万円

③施設整備改修費等の増 約47百万円

④授業料収益の減少

ア) 授業料免除費等奨学費増による減 約45百万円

イ) 学生数減による減 約52百万円

3. 目的積立金の積み立て

【積立理由】 「兵庫県立大学創基100周年ビジョン」及び「兵庫県立大学特色化プログラム（中期計画）」を踏まえ、伝統と強みを活かした個性・特色豊かな県立大学づくりに向けて、取り組んでいく必要がある。

しかし、非常に厳しい県の財政状況を踏まえると、これら事業の遂行に必要な経費の全てを県に頼るのではなく、自助努力により法人自らがこれら経費の一部を捻出する必要があると考える。

そのため、計画的な経費削減等により生み出した剩余金を目的積立金に積み立て、次年度以降に戦略的な活用を図る。

【想定事業】 理事会の承認を得て、機動的・弾力的に目的積立金を取り崩し活用する。なお、活用にあたっては単年度で執行するだけではなく、中期計画で定めた重点事業を後年度にかけて実施できるよう戦略的に活用する。

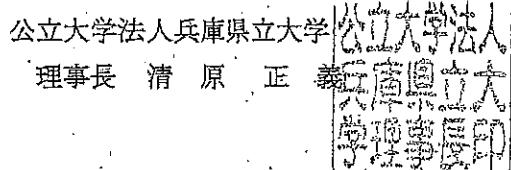
(教育研究組織の充実) 学部・研究科の組織体制の改革・充実事業

(教育研究の質の向上) 英語教育の充実などグローバル化事業

(教育研究環境の整備) 施設の改善・高度化事業

平成28年6月30日
兵県大第233号-2

兵庫県知事 井戸 敏三 様



剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認申請について（申請）

平成27年度の損益計算において生じた利益を、中期計画に記載されている剰余金の使途に充てるため、公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第11条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 承認を受けようとする額

33,021,816円

2 1の金額を充てようとする剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営改善目的積立金

3 添付書類

平成27年度 貸借対照表及び損益計算書

